破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８９号
山形県天童市大字川原子351番地の５
債務者　須藤　由智
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０３号
山形市あずま町９番14号　メゾンドＹＫ101号
債務者　新関　喜芳
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０号
山形市鉄砲町２丁目19番47号　Ｔ・スクエア103号
債務者　稲毛　信二
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１１号
山形市陣場１丁目９番７号　ティカーサ202号、前住所山形市大字渋江554番地
債務者　西村　泰子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
山形市城南町３丁目６番９号　土屋アパート101号
債務者　杉山真太郎
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１３号
山形市緑町４丁目25番31号　尾形コーポ105号、前住所山形市高堂１丁目１番36号　メゾン高堂103号
債務者　太田　修一
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４号
山形県村山市楯岡笛田４丁目２番21号、前住所千葉県松戸市新松戸３丁目186番地　グリーンヒル102号
債務者　鹿柴　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１５号
山形市江南１丁目６番９号
債務者　高橋　順一
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１９号
山形県村山市楯岡北町２丁目４番１―508号　定住促進楯岡北町団地１号
債務者　加藤　広樹
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２０号
山形県天童市大字塚野目甲302番地
債務者　片桐　友樹
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１号
宮城県石巻市錦町３番42号
債務者　伊藤　春夫
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
　　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
三重県志摩市浜島町浜島1162番地11
債務者　柴原　新子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
　　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３００４号
大阪府豊中市北条町４丁目６番１―312号
債務者　安藤　壽男
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０７５号
大阪市城東区放出西３丁目６番１―411号
債務者　北澤　正規
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２４号
大阪市生野区林寺５丁目１番23号、前住所大阪市東成区中道３丁目６番８号
債務者　畠山　幸喜
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２３１号
大阪府茨木市星見町17番20号星見９番館301号
債務者　渡瀬　隆則
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７２号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番10―702号
債務者　鎌田　透子（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部